

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（施設運営指導課） 49
- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 49

訓 令

- 北海道庁用自転車管理規程……………（総務部総務課） 50
- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 51

告 示

- 平成30年度鳥獣保護区の変更……………（生物多様性保全課） 51
- 平成30年度鳥獣保護区の更新……………（生物多様性保全課） 51
- 平成30年度特定猟具使用禁止区域の指定……………（生物多様性保全課） 53
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 54
- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 55
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 55
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 55
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 56
- 道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 56
- 土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 56
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 56
- 都市計画事業の認可……………（都市環境課） 63

公 表

- 北海道人事行政の運営等の状況……………（人事課） 63

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 63
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 65

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 65

道収用委員会告示

- 裁決手続開始の決定（3件）…………… 66

規 則

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第62号

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「設置される」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第6項ただし書中「できる」を「でき、条例第13条第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第9項ただし書中「にあつては」を「又は指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあつては」に改め、同条第11項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第63号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.7パーセント」を「年0.6パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成30年8月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子

補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。			
訓		令	
北海道訓令第11号		本 庁 出 先 機 関	
北海道庁用自転車管理規程を次のように定める。 平成30年9月28日		北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道庁用自転車管理規程 (趣旨)			
第1条 本庁及び出先機関で使用する自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下「自転車」という。）の管理については、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。 (運行管理者)			
第2条 自転車の配置されている本庁の課（課に相当する組織を含む。第7条第2項において同じ。）、出先機関の課（課に相当する組織及び出張所、事業所等を含む。同項において同じ。）及び課を置かない出先機関（次項において「本庁の課等」と総称する。）に運行管理者を置く。 2 運行管理者は、本庁の課等の長の職にある者をもって充てる。 3 運行管理者は、自転車の整備状況及び運行結果を常に把握し、自転車を運転する者（次条第2項、第5条並びに第7条第1項及び第4項において「運転者」という。）に対して自転車の運行に関し必要な指導及び監督を行うものとする。 (使用の手続及び報告)			
第3条 自転車を使用しようとする者は、あらかじめ、総務部長が別に定める様式により、運行管理者の承認を受けなければならない。 2 運転者は、自転車の運行結果を運行管理者へ報告しなければならない。 (自転車の使用基準等)			
第4条 自転車を使用することができる範囲は、在勤庁から3キロメートル以内とする。ただし、運行管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 運行管理者は、北海道自転車条例（平成30年北海道条例第42号）の規定の趣旨を踏まえ、自転車の活用等の推進を図るとともに、その使用により環境への負荷の低減に資すると認めるときは、所属の職員によるその使用が積極的に行われるよう努めるものとする。 (運転者の遵守事項)			
第5条 運転者は、自転車関係法令（北海道自転車条例第2条第3号に規定する自転車関係法令をいう。第4項において同じ。）を遵守し、歩行者及び自動車等（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）の通行に十分に配慮して自転車を使用しなければならない。 2 運転者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用し、自転車の側面に反射器材が装着されているかを確認しなければならない。 3 運転者は、運行前及び運行後に自転車の点検を実施し、運行後は自転車及び自転車の鍵を定められた場所に保管しなければならない。 4 運転者は、常に自転車関係法令の研さんに努めるとともに、交通に関する各種研修会に積極的に参加し、交通事故の防止に最善を尽くすものとする。 (自転車損害賠償保険等への加入等)		第5条 運転者は、自転車関係法令（北海道自転車条例第2条第3号に規定する自転車関係法令をいう。第4項において同じ。）を遵守し、歩行者及び自動車等（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）の通行に十分に配慮して自転車を使用しなければならない。 2 運転者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用し、自転車の側面に反射器材が装着されているかを確認しなければならない。 3 運転者は、運行前及び運行後に自転車の点検を実施し、運行後は自転車及び自転車の鍵を定められた場所に保管しなければならない。 4 運転者は、常に自転車関係法令の研さんに努めるとともに、交通に関する各種研修会に積極的に参加し、交通事故の防止に最善を尽くすものとする。 (自転車損害賠償保険等への加入等)	
第6条 自転車は、自転車損害賠償保険等（北海道自転車条例第2条第4号に規定する自転車損害賠償保険等をいう。次条第1項において同じ。）への加入の措置が講じられていなければならない。 2 自転車は、防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。）が行われていなければならない。 (事故の措置)		第6条 自転車は、自転車損害賠償保険等（北海道自転車条例第2条第4号に規定する自転車損害賠償保険等をいう。次条第1項において同じ。）への加入の措置が講じられていなければならない。 2 自転車は、防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。）が行われていなければならない。 (事故の措置)	
第7条 運転者は、交通事故が発生したときは、法令に定められた措置を講ずるほか、直ちに運行管理者及び当該交通事故に係る自転車損害賠償保険等の契約の相手方へ報告し、その指示を受けなければならない。 2 本庁の課の長である運行管理者又は出先機関の課の長である運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに本庁の部長又は出先機関の長に報告しなければならない。 3 本庁の部長又は出先機関の長は、前項の規定による報告（課を置かない出先機関の長にあっては、第1項の規定による報告）を受けたときは、自転車事故報告書、所属長意見書及び本人申立書を総務部長（本庁の部に属する出先機関の長にあっては、当該本庁の部長を経由して総務部長）に提出しなければならない。 4 運転者は、運転中に自転車の故障を発見し、又は事故の発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運転を中止し、運行管理者の指示を受ける等適切な措置を講じなければならない。 5 前各項に定めるもののほか、交通事故の処理に関し必要な事項は、総務部長が定める。 (補則)		第7条 運転者は、交通事故が発生したときは、法令に定められた措置を講ずるほか、直ちに運行管理者及び当該交通事故に係る自転車損害賠償保険等の契約の相手方へ報告し、その指示を受けなければならない。 2 本庁の課の長である運行管理者又は出先機関の課の長である運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに本庁の部長又は出先機関の長に報告しなければならない。 3 本庁の部長又は出先機関の長は、前項の規定による報告（課を置かない出先機関の長にあっては、第1項の規定による報告）を受けたときは、自転車事故報告書、所属長意見書及び本人申立書を総務部長（本庁の部に属する出先機関の長にあっては、当該本庁の部長を経由して総務部長）に提出しなければならない。 4 運転者は、運転中に自転車の故障を発見し、又は事故の発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運転を中止し、運行管理者の指示を受ける等適切な措置を講じなければならない。 5 前各項に定めるもののほか、交通事故の処理に関し必要な事項は、総務部長が定める。 (補則)	
第8条 この訓令に定めるもののほか、自転車の管理に関し必要な事項は、本庁にあっては総務部長、出先機関にあっては出先機関の長が定めるものとする。		第8条 この訓令に定めるもののほか、自転車の管理に関し必要な事項は、本庁にあっては総務部長、出先機関にあっては出先機関の長が定めるものとする。	
附 則		附 則	

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。		その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び胆振総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。	
北海道訓令第12号		平成30年9月28日	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。		北海道知事 高 橋 はるみ	
平成30年9月28日		1(1) 名 称 追分青葉鳥獣保護区	
北海道知事 高 橋 はるみ		(2) 区 域 次のとおり	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令		(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成50年9月30日まで(20年間)	
北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。		(4) 保護に関する指針	
別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第12項第12号中「に対し」を「又は介護支援専門員証未交付者(道外に居住する者を除く。)に対し」に改め、同事項第18項第1号及び第2号中「協議」を「届出」に改め、同事項第22項第1号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項第2号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第3号中「第6条第1項」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同項第10号中「第16条第2項」を「第22条第2項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「第16条第1項」を「第22条第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「第15条第2項」を「第21条第2項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「第15条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第12条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第10条第2項」を「第16条第2項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。		ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区	
(4) 第10条第1項の規定に基づき、市の職員に対する研修等事業を行うこと。		イ 鳥獣保護区の指定目的 当該地域は、全域が安平町(旧追分町)有地で、町により鹿公園として「エゾシカの丘」(鹿牧場)や散策路、キャンプ場、アスレチック、パークゴルフ場等の施設が整備され、町民はもとより、多くの道民にレクリエーションの場として利用されている。また、区域内にはミズナラ、エゾヤマザクラ、イタヤカエデ等の落葉広葉樹の森林があり、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ、カケス、エゾリス等の鳥獣が生息しているほか、公園内のホタル池周辺では、春にはミズバショウ、夏にはヘイケボタルの姿も見られ、住民の自然観察の場としても親しまれており、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定されている。	
別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第13項第4号中「第46条第1項」を「第58条第1項」に改め、同項第5号中「第46条第4項」を「第58条第5項」に改め、同項第6号中「第47条第1項」を「第59条第1項」に改める。		現在の存続期間の満了により、指定を更新するところであるが、当該鳥獣保護区は、安平町に所在する鹿公園と区域が同一となっており、同公園ではキャンプ場及びパークゴルフ場の整備がなされ、その箇所を含める形で拡張されたのを受け、当鳥獣保護区も拡張し、もって鳥獣の保護を図り、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。	
附 則		ウ 管理方針 次のとおり	
この訓令は、平成30年10月1日から施行する。		(「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び胆振総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)	
告 示		北海道告示第650号	
北海道告示第649号		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第2項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を変更した。		その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する(総合)振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。	
平成30年9月28日(金曜日)		平成30年9月28日	
北 海 道 公 報		北海道知事 高 橋 はるみ	
第3022号		51	

- 1(1) 名 称 鵠川河口鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成30年10月1日から平成50年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は、一級河川鵠川の河川区域（室蘭開発建設部所管）及び民有地である。
同地域は国により自然再生事業として、人工干潟や海岸浸食防止のための水制工等が整備され、河口周辺には、流水面のほか湿地等が点在し、ガンカモ類やシギ、チドリ類の休憩、採餌の場となっており、国の天然記念物であるオオワシ、オジロワシ、マガン、ヒシクイ等の飛来が確認されている他、近年は夏から秋にかけて、特別天然記念物のタンチョウが子育てをする姿も見られる。
- このため、環境省の重要湿地や日本野鳥の会の重要野鳥生息地（I B A）などにも選定され、道央圏における主要な野鳥観察地としても有名である。
- また、国道235号にかかる鵠川橋周辺は町により「シシャモパーク」、「タンポポ広場」等の公園が整備されており、多くの町民の憩いの場や自然観察の場としても親しまれており、平成10年に道指定鳥獣保護区に指定されている。
- 現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 2(1) 名 称 清見鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は、中川郡池田町字清見に所在し、池田町役場から北東へ約2.5キロメートルに位置する。
- カバ・ナラ等の天然広葉樹の森林で、ゴジュウカラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。
- また、キャンプ場等の施設を有した「まさばの家」があり、町内外の人々にレクリエーションの場として利用されており、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定している。

- 現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場を確保する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 3(1) 名 称 緑ヶ丘鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成30年10月1日から平成50年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は、中標津町役場から北西約4キロメートルに位置しており、ミズナラやカシワ等の天然林と人工林で、シマリス、キタキツネ、エゾシカ、アカゲラ、エゾムシクイ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。
- また、市街地に隣接した当該地域は、憩いの場として利用できるよう、林間広場、キャンプ場、林間歩道等の施設が整備されており、昭和53年から道指定鳥獣保護区に指定されている。
- 現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 4(1) 名 称 望郷台鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成30年10月1日から平成50年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は羅臼町市街地から南に約2キロメートルに位置しており、当該地域は民有林野である。羅臼町市街地に隣接する標高約150mの丘陵地であり、郷土の展望地として、国後島や羅臼の漁港を見渡せる所として親しまれており、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定している。周囲には町立キャンプ場やスキー場があり、地域住民の憩いの場になっている。
- また、近隣には知床国立公園がある。ダケカンパを主体とした亜高山帯の天然広葉樹林である。小鳥（野鳥）が集まり、昆虫が多くいる身近な地域であり、キツネ、リ

スなど鳥獣も豊富である。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 伊茶仁鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成50年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は標津郡標津町市街地より北西に約3キロメートルに位置しており、すべて民有地（町有地）の区域である。洪積台地海岸砂丘の間の低地及び台地からなり、台地の際には伊茶仁川の支流ポー川が蛇行しながら北へ流れている。

台地上には、ミズナラ、カシワ等の広葉樹林が成立し、エゾシカ、キタキツネ、シマリス等の獣類が生息し、センダイムシクイ、ハシブトガラ等の森林性の鳥類が生息している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する（総合）振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第651号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する（総合）振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 名 称 江別市朝日町特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

2(1) 名 称 野津幌川特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

3(1) 名 称 小樽祝津特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

4(1) 名 称 幌別ダム下流特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

5(1) 名 称 登別川特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

6(1) 名 称 向別川特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

7(1) 名 称 函館湾特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

8(1) 名 称 十勝太特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

9(1) 名 称 昭栄特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

10(1) 名 称 十勝三股特定猟具使用禁止区域

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 11(1) 名 称 新得町立富村牛小中学校市街地特定猟具使用禁止区域
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 12(1) 名 称 達古武特定猟具使用禁止区域
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 13(1) 名 称 白糠町青少年旅行村特定猟具使用禁止区域
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 14(1) 名 称 浜中町火散布特定猟具使用禁止区域
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 15(1) 名 称 根室湾中部特定猟具使用禁止区域
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存続期間 平成30年10月1日から平成40年9月30日まで（10年間）
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 （「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び所在地を所管する（総合）振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

神竜土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成30. 8. 18	理 事	北 村 薫	深川市一已町字一已4489番地
同	同	同	浅 井 敬 司	同 納内町字納内5805番地
同	同	同	須 田 清 彦	同 一已町字一已6421番地の3

同	同	同	宮 武 英 雄	同 納内町字納内5134番地
同	同	同	野 田 晃 宏	同 音江町内園804番地
同	同	同	谷 内 雅 俊	同 北光町2丁目35番23号
同	同	監 事	尾 崎 恒 雄	同 納内町字納内5953番地
同	同	同	宮 腰 敏 彦	同 一已町字一已6731番地
退 任	同 30. 8. 17	理 事	北 村 薫	同 一已町字一已4489番地
同	同	同	一 宮 敏 昭	旭川市神居町神居古潭819番地
同	同	同	浅 井 敬 司	深川市納内町字納内5805番地
同	同	同	須 田 清 彦	同 一已町字一已6421番地の3
同	同	同	野 澤 馨	同 納内町字納内4825番地
同	同	監 事	村 澤 広 一	同 一已町字一已1863番地
同	同	同	尾 崎 恒 雄	同 納内町字納内5953番地

大雪土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成30. 9. 1	理 事	伊 林 正	上川郡鷹栖町11線5号5番地
同	同	同	柏 倉 孝 之	旭川市東鷹栖4線15号683番地の6
同	同	同	梶 澤 隆 一	同 東鷹栖9線21号3995番地の9
同	同	同	大 坪 光	同 東鷹栖7線15号2538番地の6
同	同	同	開 澤 克 明	上川郡鷹栖町北野西1条1丁目4番16-203号
同	同	同	池 田 修 也	同 鷹栖町13線15号3番地 北鷹栖団地
同	同	同	佐々木 辰 善	同 鷹栖町24線17号
同	同	同	福 井 伸 夫	同 比布町南1線6号
同	同	同	奥 山 勝 弘	同 比布町北1線15号
同	同	同	牧 野 充 記	同 比布町中町1丁目4番10号
同	同	同	大 村 正 利	同 愛別町字愛山1025番地
同	同	同	奥 山 泰 久	同 愛別町字協和1141番地
同	同	同	佐 藤 績	同 上川町字東雲1501番地1
同	同	監 事	大京寺 孝 雄	旭川市東鷹栖4線19号5846番地
同	同	同	佐 藤 芳 隆	上川郡比布町北6線13号
同	同	同	小 沢 義 美	同 上川町字菊水2195番地1
退 任	同 30. 8. 31	理 事	伊 林 正	同 鷹栖町11線5号5番地
同	同	同	柏 倉 孝 之	旭川市東鷹栖4線15号683番地の6
同	同	同	梶 澤 隆 一	同 東鷹栖9線21号3995番地の9
同	同	同	大 坪 光	同 東鷹栖7線15号2538番地の6
同	同	同	開 澤 克 明	上川郡鷹栖町北野西1条1丁目4番16-203号

同	同	同	田 阪 正 実	同	鷹栖町16線11号 6 番地	北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同	池 田 修 也	同	鷹栖町13線15号 3 番地北鷹栖団地	認可年月日 土 地 改 良 区 名
同	同	同	佐々木 辰 善	同	鷹栖町24線17号	平成30. 9.14 南るもい土地改良区
同	同	同	福 井 伸 夫	同	比布町南 1 線 6 号	同 苫 前 土 地 改 良 区
同	同	同	奥 山 勝 弘	同	比布町北 1 線15号	
同	同	同	太 田 敏 雄	同	比布町北 4 線 8 号	
同	同	同	出 口 孝 一	同	比布町北 5 線10号	
同	同	同	大 村 正 利	同	愛別町字愛山1025番地	北海道告示第654号
同	同	同	奥 山 泰 久	同	愛別町字協和1141番地	土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、道営土地改良（豊国地区（農業用排水施設、区画整理）事業の土地改良事業変更計画を定めた。
同	同	同	古 屋 博 美	同	愛別町字愛別1343番地	その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成30年10月 2 日から20日間、一般の縦覧に供する。
同	同	同	佐 藤 績	同	上川町字東雲1501番地 1	平成30年 9 月28日
同	同	監 事	大京寺 孝 雄	旭川市東鷹栖 4 線19号5846番地		北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同	佐 藤 芳 隆	上川郡比布町北 6 線13号		
同	同	同	小 沢 義 美	同 上川町字菊水2195番地 1		
美深土地改良区						北海道告示第655号
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住	所		森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
就 任	平成30. 9. 7	理 事	中 瀬 正 美	中川郡美深町字美深179番地	平成30年 9 月28日	
同	同	同	加 川 淳 一	同 美深町字富岡196番地 3		北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同	佐 藤 能 將	同 美深町字敷島213番地 6		1(1) 指定施業要件変更予定保安林 白老郡白老町（次の図に示す部分に限る。）
同	同	同	荒 谷 博 文	同 美深町字吉野291番地 4		の所在場所
同	同	同	野 上 秀 樹	同 美深町字美深278番地 3		(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
同	同	監 事	草 刈 昇 一	同 美深町字斑溪68番地		(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
同	同	同	深 澤 光 宏	同 美深町字北町13番地 2		ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
退 任	同 30. 9. 6	理 事	八 巻 等	同 美深町字富岡138番地		(ア) 主伐は、択伐による。
同	同	同	中 瀬 正 美	同 美深町字美深179番地		(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
同	同	同	松 田 靖 裕	同 美深町字吉野60番地		町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
同	同	同	野 上 秀 樹	同 美深町字美深278番地 3		(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
同	同	同	佐 藤 能 將	同 美深町字敷島213番地 6		イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
同	同 30. 8.29	監 事	菅 野 福 義	同 美深町字斑溪283番地		2(1) 指定施業要件変更予定保安林 有珠郡壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）
同	同 30. 9. 6	同	深 澤 光 宏	同 美深町字北町13番地 2		の所在場所
北海道告示第653号						(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。						(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
平成30年 9 月28日						ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
						(ア) 主伐は、択伐による。
						(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第656号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 旭川幌加内線	旭川市江丹別町拓北305番12地先から 同市江丹別町拓北国有林上川中部森林管理署131林班へ 小班地先まで	平成30. 9. 28

北海道告示第658号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大磯沢川（Ⅰ－22－0080）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字大磯、字愛宕（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
松前大磯1（Ⅱ－2－194－977）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字大磯（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
松前弁天2（Ⅱ－2－197－980）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字弁天（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第659号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上砂川鶉本町北4丁目2（Ⅰ－0－337－337）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

空知郡上砂川町鶉本町、砂川市鶉、焼山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉本町北2丁目（Ⅰ－0－339－339） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町、砂川市焼山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉本町北1丁目1（Ⅰ－0－340－340） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町、砂川市焼山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉本町北1丁目2（Ⅰ－0－342－342） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町、砂川市焼山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川東鶉北3条3丁目（Ⅰ－0－348－348） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町東鶉、砂川市焼山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川下鶉南2条3丁目（Ⅱ－0－298－298） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町下鶉、砂川市鶉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川下鶉北2丁目（Ⅱ－0－300－300） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町下鶉、砂川市鶉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川鶉本町北1丁目3（Ⅱ－0－308－308） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町鶉本町、砂川市焼山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上砂川中央北2条5丁目（Ⅰ－0－351－351） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡上砂川町中央、字西山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	--

乾八号沢川（Ⅱ－32－1770） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市乾町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 乾の沢川（Ⅱ－32－1780） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市乾町、松ヶ枝町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 シャミチセ川（Ⅱ－32－1790） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市乾町、松ヶ枝町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 清住川（Ⅱ－32－1810） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市幌美内町、清住町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 桔梗左沢川（Ⅰ－32－1820） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市中稀府町、北稀府町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 相川（Ⅱ－32－1830） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市中稀府町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩根川（Ⅰ－32－1840） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市中稀府町、南稀府町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 牛舎川左2の沢川（Ⅱ－32－1850） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市中稀府町、南稀府町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 牛舎川左1の沢川（Ⅱ－32－1860） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市南稀府町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	--

- 次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
紋別川1の沢川（Ⅲ－32－008）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市東関内町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
紋別川2の沢川（Ⅲ－32－009）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市東関内町、喜門別町、乾町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
紋別川3の沢川（Ⅲ－32－010）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市喜門別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
シャミチセ川上の沢川（Ⅲ－32－011）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市清住町、幌美内町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
シャミチセ川下の沢川（Ⅲ－32－012）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市萩原町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊達館山町2（Ⅰ－3－309－1949）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市館山町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊達館山町3（Ⅰ－3－310－1950）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市館山町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊達館山町4（Ⅰ－3－311－1951）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市館山町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊達館山下町4（Ⅰ－3－314－1954）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市館山下町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達南黄金2（Ⅱ－3－145－1318） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市南黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達南黄金3（Ⅱ－3－146－1319） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市南黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達南黄金4（Ⅱ－3－147－1320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市南黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達南黄金6（Ⅱ－3－148－1321） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市南黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達南黄金7（Ⅱ－3－149－1322） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市南黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山町1（Ⅱ－3－154－1327） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山町5（Ⅱ－3－155－1328） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山下町1（Ⅱ－3－156－1329） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山下町2（Ⅱ－3－157－1330） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

伊達市館山下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山下町 6（Ⅱ－3－158－1331） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山下町、館山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山下町 8（Ⅱ－3－159－1332） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達北黄金町 1（Ⅲ－3－45－523） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市北黄金町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山町 6（Ⅲ－3－46－524） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山町、館山下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山下町 3（Ⅲ－3－47－525） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山下町、館山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山下町 5（Ⅲ－3－48－526） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山下町、館山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伊達館山下町 7（Ⅲ－3－49－527） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市館山下町、館山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前月島 1（Ⅰ－2－285－1323） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字月島、字福山、字豊岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

松前月島 2 (Ⅰ-2-284-1322) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字月島、字東山、字朝日(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前建石 (Ⅰ-2-298-1336) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字建石(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前松城 1 (Ⅰ-2-290-1328) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字松城、字福山(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前松城 3 (Ⅱ-2-188-971) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字松城(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前大磯 2 (Ⅱ-2-195-978) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字大磯(次の図のとおり)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前大磯 3 (Ⅱ-2-196-979) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字大磯(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前朝日 2 (Ⅰ-2-283-1321) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字朝日、字東山(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前唐津 (Ⅰ-2-291-1329) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字唐津、字松城(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前博多 3 (Ⅱ-2-191-974) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字博多(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	---

次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前福山2（I－2－286－1324） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字福山、字豊岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前弁天（I－2－295－1333） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字弁天（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前弁天1（I－2－296－1334） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字弁天（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第660号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成30年9月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 函館市 2 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・66号日吉中央通及	び8・5・1号緑園通） 3 事業 施 行 期 間 平成30年9月28日から平成37年3月31日まで 4 事業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 函館市日吉町1丁目及び湯川町2丁目地内																												
	公 表																												
	北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）第4条の規定により、平成29年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧することができる。 平成30年9月28日 北海道知事 高 橋 はるみ																												
	総合振興局告示及び振興局告示																												
	北海道胆振総合振興局告示第56号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年9月28日 北海道胆振総合振興局長 山 口 修 司 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量 <table><tr><td>ア 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）</td><td>胆振地区</td><td>945,000キログラム</td></tr><tr><td>イ 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）</td><td>日高地区</td><td>410,000キログラム</td></tr><tr><td>ウ 混合塩化物（粒状凍結防止剤）</td><td>胆振地区</td><td>1,785,000キログラム</td></tr><tr><td>エ 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）</td><td>胆振地区</td><td>34,000キログラム</td></tr><tr><td>オ 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）</td><td>日高地区</td><td>40,000キログラム</td></tr><tr><td>カ カルボン酸塩系（粒状凍結防止剤）</td><td>胆振地区</td><td>52,000キログラム</td></tr><tr><td>キ すべり止め材（砂・碎石 混合）</td><td>苫小牧出張所</td><td>900,000キログラム</td></tr><tr><td>ク すべり止め材（砂）</td><td>洞爺出張所</td><td>1,100,000キログラム</td></tr><tr><td>ケ すべり止め材（砂）</td><td>門別出張所</td><td>5,000キログラム</td></tr></table> アからケまでについては、それぞれの入札とする。		ア 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）	胆振地区	945,000キログラム	イ 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）	日高地区	410,000キログラム	ウ 混合塩化物（粒状凍結防止剤）	胆振地区	1,785,000キログラム	エ 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）	胆振地区	34,000キログラム	オ 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）	日高地区	40,000キログラム	カ カルボン酸塩系（粒状凍結防止剤）	胆振地区	52,000キログラム	キ すべり止め材（砂・碎石 混合）	苫小牧出張所	900,000キログラム	ク すべり止め材（砂）	洞爺出張所	1,100,000キログラム	ケ すべり止め材（砂）	門別出張所	5,000キログラム
	ア 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）	胆振地区	945,000キログラム																										
	イ 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤）	日高地区	410,000キログラム																										
	ウ 混合塩化物（粒状凍結防止剤）	胆振地区	1,785,000キログラム																										
エ 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）	胆振地区	34,000キログラム																											
オ 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）	日高地区	40,000キログラム																											
カ カルボン酸塩系（粒状凍結防止剤）	胆振地区	52,000キログラム																											
キ すべり止め材（砂・碎石 混合）	苫小牧出張所	900,000キログラム																											
ク すべり止め材（砂）	洞爺出張所	1,100,000キログラム																											
ケ すべり止め材（砂）	門別出張所	5,000キログラム																											

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年11月20日から平成31年3月29日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、購入仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年9月28日（金）から同年10月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成30年11月13日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月12日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、電子メールによる交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：murorandoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
- (3) 電話番号 0143-24-9857
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- | | |
|---|--------------|
| a Granular cryoprotectant (A sodium chloride) / Iburi district | 945,000 kg |
| b Granular cryoprotectant (A sodium chloride) / Hidaka district | 410,000 kg |
| c Mixed chloride (granular antifreeze agent) / Iburi district | 1,785,000 kg |
| d Calcium chloride aqueous solution (liquid anti-freezing agent) / Iburi district | |

34,000 kg e Calcium chloride aqueous solution (liquid anti-freezing agent) / Hidaka district 40,000 kg f Carboxylic acid salt-based (granular antifreeze agent) / Iburi district 52,000 kg g Non-slip material (sand, crushed rock mixture) / Tomakomai branch 900,000 kg h Non-slip material (sand) Toya branch 1,100,000 kg i Non-slip material (sand) Monbetsu branch 5,000 kg B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 13, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than November 12, 2018) C Contact : Constructional Administration Division Office of Constructional Administration, Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan Phone : 0143-24-9857	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁十勝教育局告示第48号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。 平成30年 9 月28日 北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之 1(1) 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 ア A重油その6 19,000リットル イ A重油その11 27,000リットル ウ A重油その12 27,000リットル エ 灯油その6 9,000リットル オ 灯油その7 10,000リットル カ 灯油その8 10,000リットル キ 灯油その9 30,000リットル ク 灯油その11 13,000リットル ケ 灯油その12 9,000リットル コ 灯油その16 9,000リットル (2) 落札を決定した日 平成30年 9 月12日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 1の(1)のア、キ及びケ (ア) 氏 名 宮本商産株式会社 (イ) 住 所 帯広市西2条南5丁目1番地 イ 1の(1)のイ (ア) 氏 名 三洋興熱株式会社 (イ) 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地 ウ 1の(1)のウ (ア) 氏 名 日勝シェル石油株式会社 (イ) 住 所 広尾郡広尾町本通4丁目2番地 エ 1の(1)のエ (ア) 氏 名 栗林石油株式会社 (イ) 住 所 室蘭市入江町1番地19 オ 1の(1)のオ (ア) 氏 名 株式会社オカモト (イ) 住 所 帯広市東4条南10丁目2番地
北海道渡島総合振興局告示第147号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年 9 月28日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車（公共応急作業車）の賃貸借 2台分 一式 2 落札を決定した日 平成30年 9 月 4 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京都千代田区外神田4丁目14番1号 (2) 住 所 日本カーソリユーションズ株式会社 4 落札金額 90,288円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年 8 月 3 日付け北海道渡島総合振興局告示第131号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	

カ 1の(1)のカ (ア)氏名 日晃産業株式会社 (イ)住所 上川郡新得町栄町2番地 キ 1の(1)のク (ア)氏名 有限会社酒森商事 (イ)住所 広尾郡大樹町寿通2丁目18番地 ク 1の(1)のコ (ア)氏名 北協石油株式会社 (イ)住所 帯広市大通南20丁目20番地 (4)落札金額 ア 75.30円 イ 74.30円 ウ 79.80円 エ 77.90円 オ 79.50円 カ 82円 キ 75.50円 ク 76.80円 ケ 75.50円 コ 80円 (5)契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6)一般競争入札の公告 平成30年7月24日付け北海道教育庁十勝教育局告示第44号 2(1)随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 灯油その14 19,000リットル (2)随意契約の相手方を決定した日 平成30年9月12日	(3)随意契約の氏名及び住所 ア氏名 株式会社オカモト イ住所 帯広市東4条南10丁目2番地 (4)随意契約に係る契約金額 71.30円 (5)契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6)随意契約による理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1)名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2)所在地 帯広市東3条南3丁目 道 収 用 委 員 会 告 示 北海道収用委員会告示第3号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成30年9月28日 北海道収用委員会会長 澤田昌廣 1(1)事件名 平成30年（収）第2号一般国道235号改築工事（日高自動車道・厚賀静内道路）収用事件 (2)起業者の名称 国土交通大臣 (3)事業の種類 一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道沙流郡日高町字美原地内から同道新冠郡新冠町字高江地内まで）及びこれに伴う付帯工事 (4)裁決手続開始を決定する土地																																																
<table><tr><th colspan="6">裁決手続の開始を決定する土地</th><th colspan="2">土地所有者</th><th colspan="4">土地に関して権利を有する関係人</th></tr><tr><th rowspan="2">所 在</th><th rowspan="2">地 番</th><th rowspan="2">地 目</th><th rowspan="2">登記記録上の地積（㎡）</th><th rowspan="2">実測地積（㎡）</th><th rowspan="2">収用しようとする土地の面積（㎡）</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th colspan="2">権利の表示</th></tr><tr><th>受付年月日 受 付 番 号</th><th>種類</th></tr><tr><td>沙流郡日高町</td><td>292番</td><td>宅地</td><td>69.81</td><td>69.81</td><td>69.81</td><td>不明</td><td>別表のとおり</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>												裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示		受付年月日 受 付 番 号	種類	沙流郡日高町	292番	宅地	69.81	69.81	69.81	不明	別表のとおり	なし	なし	なし	なし
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人																																									
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示																																							
										受付年月日 受 付 番 号	種類																																						
沙流郡日高町	292番	宅地	69.81	69.81	69.81	不明	別表のとおり	なし	なし	なし	なし																																						

字美原						ただし、(亡) 古川 利助 法定相続人 (別表のとおり) 又は、その一部の者					
-----	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

(5) 裁決手続開始決定の日
平成30年9月14日

別表

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所
(亡) 古川利助の法定相続人 (法定持分1360800分の33750) 古 川 ハルエ (法定持分1360800分の13050) 古 川 隆 (法定持分1360800分の13050) 古 川 勲 (法定持分1360800分の13050) 松 崎 久 子 (法定持分1360800分の54000) 持 館 義 信 (法定持分1360800分の18900) 宮 崎 朱 実 (法定持分1360800分の72900) 古 川 利 夫 (法定持分1360800分の72900) 古 川 武 志 (法定持分1360800分の14400) 松 井 由 美 (法定持分1360800分の14400) 松 井 禎 二 (法定持分1360800分の14400) 中 村 珠 美 (法定持分1360800分の59400) 齊 藤 律 子 (法定持分1360800分の59400) 古 川 勝 梧 (法定持分1360800分の840) 山 内 純 子 (法定持分1360800分の840) 遠 藤 哲 朗 (法定持分1360800分の840)	新冠郡新冠町字中央町5番地の36 新冠町立特別養護老人ホーム 恵寿荘 様似郡様似町錦町43番地の4 札幌市豊平区西岡3条1丁目1番11-203号 札幌市清田区真栄1条2丁目31番6号 コーポ桜1号 石川県金沢市上荒屋5丁目443番地 石川県白山市成町414番地6 沙流郡日高町字厚賀町81番地の1 新冠郡新冠町字大狩部148番地の4 札幌市西区八軒7条西4丁目1番16-223号 小樽市銭函2丁目35番19号 京都府京都市北区大將軍坂田町20番地24 日高郡新ひだか町静内神森237番地の4 新冠郡新冠町字大狩部550番地の2 苫小牧市三光町2丁目19番6号 苫小牧市字植苗40番地の19

成 田 洸 子
(法定持分1360800分の840)
佐 藤 恵 子
(法定持分1360800分の840)
遠 藤 文 敏
(法定持分1360800分の840)
面 藤 満里子
(法定持分1360800分の5040)
松 井 ツ ギ
(法定持分1360800分の5040)
青 野 ナミエ
(法定持分1360800分の1008)
尾 谷 初 枝
(法定持分1360800分の1008)
太 田 幸 枝
(法定持分1360800分の1008)
千 田 三 酉
(法定持分1360800分の1008)
目 黒 喜亥一
(法定持分1360800分の1008)
目 黒 五十男
(法定持分1360800分の2520)
小 川 充
(法定持分1360800分の2520)
野 口 清 美
(法定持分1360800分の1260)
三 上 保 子
(法定持分1360800分の1260)
梶 吟 子
(法定持分1360800分の1260)
小 谷 邦 宏
(法定持分1360800分の1260)
小 谷 和 宏
(法定持分1360800分の8120)
藤 田 順 子
(法定持分1360800分の4060)
藤 田 真 弓
(法定持分1360800分の4060)
藤 田 麻 衣
(法定持分1360800分の16240)
藤 田 俊 彦
(法定持分1360800分の16240)

沙流郡日高町富川北6丁目7番22号
札幌市白石区本郷通7丁目北6番1-907号
苫小牧市弥生町2丁目9番2-504号
沙流郡日高町富川北4丁目4番3号
苫小牧市桜木町3丁目20番8号
室蘭市母恋南町2丁目11番20号
勇払郡厚真町新町410番地
札幌市厚別区厚別東4条7丁目8番1号
札幌市豊平区月寒東1条15丁目13番20-108号
札幌市豊平区月寒東3条9丁目8番2号 光ハイツ104号
札幌市清田区平岡8条2丁目1番15号 コーポ柳瀬A-5
苫小牧市明野新町2丁目22番4号
沙流郡日高町富川西3丁目11番27号
勇払郡厚真町字幌里163番地の3
札幌市南区真駒内柏丘1丁目1番100-112号
熊本県熊本市中央区新大江3丁目5番16-601号 ライズ新大江
勇払郡厚真町字高丘225番地
札幌市北区新川5条3丁目3番25-905号
札幌市北区新川5条3丁目3番25-905号
札幌市北区新川5条3丁目3番25-905号
千葉県千葉市若葉区東寺山町443番地7 グランボア千葉ウィングアリーナ402号

佐藤昌之
(法定持分1360800分の12180)
澤井由喜子
(法定持分1360800分の12180)
富岡美織
(法定持分1360800分の12180)
村川善絵
(法定持分1360800分の12180)
藤田知行
(法定持分1360800分の48720)
藤田二三四
(法定持分1360800分の48720)
藤田久
(法定持分1360800分の11360)
河西広高
(法定持分1360800分の11360)
河西哲男
(法定持分1360800分の11360)
河西桂奈
(法定持分1360800分の14175)
高田紀美子
(法定持分1360800分の14175)
松田美智子
(法定持分1360800分の14175)
古川正典
(法定持分1360800分の14175)
弘中弘子
(法定持分1360800分の14175)
佐藤ヤス子
(法定持分1360800分の14175)
松井啓子
(法定持分1360800分の14175)
古川和子
(法定持分1360800分の14175)
古川満水
(法定持分1360800分の18900)
和田邦夫
(法定持分1360800分の18900)
佐々木幸子
(法定持分1360800分の9450)
和田訓子
(法定持分1360800分の3150)

帯広市川西町西2線57番地31
札幌市白石区菊水6条2丁目6番21号
札幌市白石区平和通6丁目北4番16号
千歳市栄町3丁目1番地
千歳市信濃2丁目33番2号
札幌市厚別区もみじ台北4丁目6番18-106号
札幌市北区新琴似11条15丁目1番2号
札幌市東区北10条東3丁目2番56-301号
新冠郡新冠町字北星町8番地の37
新冠郡新冠町字節婦町236番地
新冠郡新冠町字北星町15番地の43
恵庭市美咲野5丁目7番2号
恵庭市本町46番地1（マック恵庭本町コート208号）
苫小牧市ウトナイ北3丁目14番20号
恵庭市柏陽町4丁目2番（市営住宅180号）
恵庭市島松仲町1丁目8番13号
苫小牧市三光町2丁目20番6号 柴山アパート203
苫小牧市北光町3丁目1番3号
室蘭市白鳥台5丁目6番3号
虻田郡倶知安町南4条東5丁目1番地36
苫小牧市東開町4丁目4番8-401号

和 田 健 一 (法定持分1360800分の3150)	愛知県西尾市熱池町古新田74番地 フォーブル青山Ⅱ202号室
和 田 昌 人 (法定持分1360800分の3150)	苫小牧市明野新町 1 丁目19番24－101号
和 田 圭 子 (法定持分1360800分の4725)	苫小牧市東開町 4 丁目 4 番 8－401号
高 橋 幸 恵 (法定持分1360800分の4725)	東京都青梅市長淵 7 丁目355番地の13
中 島 修 (法定持分1360800分の4725)	神奈川県横浜市都筑区大丸18番 9 号
久保田 美 樹 (法定持分1360800分の4725)	東京都青梅市根々布 2 丁目1370番地の69
中 島 徹 雄 (法定持分1360800分の18900)	静岡県静岡市葵区唐瀬 2 丁目 2 番11号
岡 崎 郁 子 (法定持分1360800分の18900)	東京都港区港南 3 丁目 9 番33－807号
和 田 明 (法定持分1360800分の32400)	札幌市西区発寒 2 条 3 丁目 5 番15号 プロスペクト203号
古 川 守 (法定持分1360800分の32400)	沙流郡日高町字美原306番地の 1
古 川 義 則 (法定持分1360800分の32400)	岐阜県羽羽島郡岐南町徳田 3 丁目78番地 (B E Nハイツ 1 102号室)
田 口 榮美子 (法定持分1360800分の32400)	苫小牧市山手町 2 丁目 7 番13号
古 川 敬 三 (法定持分1360800分の32400)	新冠郡新冠町字東泊津91番地の10
須 田 美恵子 (法定持分1360800分の32400)	苫小牧市澄川町 5 丁目 9 番 4 号
古 川 利 美 (法定持分1360800分の113400)	苫小牧市青雲町 1 丁目 2 番 5 号
古 川 正 (法定持分1360800分の113400)	新冠郡新冠町字大狩部546番地
松 本 溶 子	沙流郡日高町門別本町213番地

2(1) 事件名

平成30年（収）第3号一般国道235号改築工事外（日高自動車道・厚賀静内道路）収用事件

(2) 起業者の名称

国土交通大臣

(3) 事業の種類

一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道沙流郡日高町字美原地内から同道新冠郡新冠町字高江地内まで）及びこれに伴う付帯工事

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地	土地所有者	土地に関して権利を有する関係人
----------------	-------	-----------------

所 在	地番	地目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
新冠郡新冠町 字大狩部	708番 2	山林	916	936.10	713.29	有限会社田村牧場	新冠郡新冠町字共栄 231番地	系統債権管理回 収機構株式会社	東京都千代田区内神田 一丁目 1 番12号コープ ビル 5 F	平成30年 2 月 5 日 第378号	根抵当権
								北海道電力株式 会社	札幌市中央区大通東一 丁目 2 番地	なし	賃借権

(5) 裁決手続開始決定の日

平成30年 9 月14日

3(1) 事件名

平成30年（収）第 4 号一般国道235号改築工事外（日高自動車道・厚賀静内道路）収
用事件

(2) 起業者の名称

国土交通大臣

(3) 事業の種類

一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道沙流郡日高町字美
原地内から同道新冠郡新冠町字高江地内まで）及びこれに伴う付帯工事

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
新冠郡新冠 町字大狩部	50番 1	原野	2,025	2,028.83	131.04	アカデミーブラッド ストック株式会社	札幌市中央区宮の森 1 条15 丁目 1 番 1 号	株式会社コア レススタッド	札幌市中央区円山西 町 8 丁目 1 番14号	平成25年11月22日 第4623号	抵当権
	59番 5	山林	7,824	7,824.61	1,263.77			なし	なし	なし	なし
	59番 8	山林	8,119	8,119.88	3.00			株式会社コア レススタッド	札幌市中央区円山西 町 8 丁目 1 番14号	平成25年11月22日 第4623号	抵当権
	849番 1	山林	1,126	1,118.51	93.02			野田 善己	札幌市中央区円山西 町 12 番33号	平成22年 6 月25日 第2817号	抵当権
	592番 1	畑	19,668	19,620.74	1,140.12	有限会社ジィワンフ ァーム	沙流郡日高町字富浜158番地 ただし、登記記録上の住所 沙流郡門別町字富浜158番地	野田 善己	大阪府寝屋川市松屋 町12番33号	平成22年 6 月25日 第2817号	抵当権

(5) 裁決手続開始決定の日

平成30年 9 月14日

北海道収用委員会告示第 4 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により使用の裁決手続の開始を決
定したので、次のとおり公告する。

平成30年 9 月28日

北海道収用委員会会長 澤 田 昌 廣

1 事件名

平成30年（収）第 4 号一般国道235号改築工事外（日高自動車道・厚賀静内道路）収用
事件

2 起業者の名称

国土交通大臣

3 事業の種類						一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道沙流郡日高町字美原地内から同道新冠郡新冠町字高江地内まで）及びこれに伴う付帯工事					
4 裁決手続開始を決定する土地											
使用裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
新冠郡新冠町字大狩部	50番1	原野	2,025	2,028.83	738.90	アカデミーブラッド ストック株式会社	札幌市中央区宮の森1条15丁目1番1号	株式会社コア レススタッド	札幌市中央区円山西町8丁目1番14号	平成25年11月22日 第4623号	抵当権
	59番5	山林	7,824	7,824.61	944.03			なし	なし	なし	なし
	59番8	山林	8,119	8,119.88	5.47						
	849番1	山林	1,126	1,118.51	303.69			株式会社コア レススタッド	札幌市中央区円山西町8丁目1番14号	平成25年11月22日 第4623号	抵当権
	849番2	原野	282	286.39	146.88						
	59番6	畑	11,946	11,946.50	44.23	有限会社ジィワンプ アーム	沙流郡日高町字富浜158番地 ただし、登記記録上の住所 沙流郡門別町字富浜158番地	野田 善己	大阪府寝屋川市松屋町12番33号	平成22年6月25日 第2817号	抵当権
592番1	畑	19,668	19,620.74	1,513.20							
5 裁決手続開始決定の日 平成30年9月14日											
北海道収用委員会告示第5号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成30年9月28日 北海道収用委員会会長 澤 田 昌 廣											
1(1) 事件名											
(4) 裁決手続開始を決定する土地											
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
釧路市桜田十三線	61番1	山林	48,680	48,773.05	2,555.94	不明 ただし、（亡）山岸 四郎法 定相続人（別表のとおり） 又は、その一部の者	別表のとおり	なし	なし	なし	なし
釧路市桜田十四線	62番	山林	15,851	17,961.46	4,890.33						

(5) 裁決手続開始決定の日
平成30年9月14日

別表

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所
(亡) 山岸四郎の法定相続人 (法定持分4分1) 對 馬 康 子 (法定持分4分1) 鵜 沼 幸 子 (法定持分4分1) 田 中 豊 子 (法定持分4分1) 山 岸 豊 一	札幌市白石区北郷3条3丁目13番18号 釧路市旭町19番9号 東京都足立区西新井二丁目25番6-904号 釧路市文苑1丁目38番4号

2(1) 事件名

平成30年(収)第6号高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事(本別インターチェンジから釧路西インターチェンジまで)収用事件

(2) 起業者の名称
国土交通大臣

(3) 事業の種類

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事(本別インターチェンジから釧路西インターチェンジまで・北海道釧路市阿寒町東舌辛十三線地内から同市山花十三線地内まで、同市山花十二線地内から同市美濃十二線地内まで及び同市鶴野地内から同市北園地内まで)

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
釧路市阿寒町東舌辛東	10番1296	保安林	39,653	39,653.00	10,099.15	上野 誠子	東京都港区西麻布4丁目11番7-202号 パークハウス麻布霞町 ただし、登記記録上の住所 東京都港区白金台二丁目12番15号	なし	なし	なし	なし

(5) 裁決手続開始決定の日
平成30年9月14日

3(1) 事件名

平成30年(収)第7号高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事(本別インターチェンジから釧路西インターチェンジまで)収用事件

(2) 起業者の名称
国土交通大臣

(3) 事業の種類

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事(本別インターチェンジから釧路西インターチェンジまで・北海道釧路市阿寒町東舌辛十三線地内から同市山花十三線地内まで、同市山花十二線地内から同市美濃十二線地内まで及び同市鶴野地内から同市北園地内まで)

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
釧路市美濃 十二線	166番	原野	48,826	49,586.48	5,300.72	持分 2 分の 1 佐藤 俊彦	根室市花咲港141番地 ただし、登記記録上の住所 根室市花咲港115番地	なし	なし	なし	なし
	168番 1	原野	48,993	48,997.55	6,459.86	持分 2 分の 1 小川 勝弘	厚岸郡浜中町仲の浜174番地				

(5) 裁決手続開始決定の日

平成30年 9月14日

4(1) 事件名

平成30年（収）第 8 号高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（本別インターチェンジから釧路西インターチェンジまで）収用事件

(2) 起業者の名称

国土交通大臣

(3) 事業の種類

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（本別インターチェンジから釧路西インターチェンジまで・北海道釧路市阿寒町東舌辛十三線地内から同市山花十三線地内まで、同市山花十二線地内から同市美濃十二線地内まで及び同市鶴野地内から同市北園地内まで）

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種類
釧路市北園	41番293	原野	727	727.17	138.77	松林 祐子	札幌市手稲区前田 5 条 6 丁目 2 番 1 - 607号	なし	なし	なし	なし

(5) 裁決手続開始決定の日

平成30年 9月14日